

山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成 27 年 6 月 26 日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 6 の規定に基づき、山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画計画段階環境配慮書」について、山口宇部パワー株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県宇部市大字西沖の山
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出 力：120万キロワット（60万キロワット×2基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 3月30日
環境大臣意見受理	平成27年 6月12日
経済産業大臣意見発出	平成27年 6月26日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

山口宇部パワー株式会社「西の沖山発電所（仮称）新設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

現時点において、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下「自主的枠組」という。）は構築されていない。エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早期に自主的枠組が構築されるよう発電事業者として努めること。